別紙 4

R9-12 民族共生象徴空間管理運営業務
個別仕様書

【建物・設備維持管理業務】

令和８年１１月

公益財団法人 アイヌ民族文化財団

＜目　次＞

第１編 総則 1
第１章 総則 1
第１条 適用 1
第２条 受託者の責務 1
第３条 基本事項 1
第４条 安全管理等 1
第５条 作業時間 1
第６条 受託者の過失による業務の対象施設等の事故、破損等 2
第７条 維持修繕 2
第８条 緊急対応 2
第９条 給水・電気使用量等計測 2
第２編 建物・設備維持管理　常駐業務 3
第１章 共通事項 3
第１０条 管理水準 3
第２章 建物設備管理（１） 3
第１１条 常駐者 3
第１２条 対象施設 3
第１３条 業務内容 3
第１４条 業務体制 3
第１５条 役割・資格等 3
第３章 建物設備管理（２） 4
第１６条 常駐者 4
第１７条 対象施設 4
第１８条 業務内容 4
第１９条 業務体制 4
第２０条 役割・資格等 4
第２１条 日常点検項目 5
第２２条 建築物環境衛生管理技術者としての業務 5
第３編 建物維持管理業務 6
第１章 共通事項 6
第２３条 管理水準 6
第２章 建築設備定期検査 6
第２４条 対象施設 6
第２５条 業務内容 6
第３章 昇降機保守点検 8
第２６条 対象施設 8
第２７条 業務内容 8
第２８条 対象設備 8
第２９条 保守点検内容 8
第３０条 点検報告書 9
第３１条 不具合発生時の対応 10
第４章 自動扉保守点検 10
第３２条 対象施設 10

第３３条 業務内容 10
第３４条 対象設備 10
第３５条 保守点検内容 10
第３６条 点検報告書 10
第４編 電気設備維持管理業務 11
第１章 共通事項 11
第３７条 管理水準 11
第２章 電気設備管理 11
第３８条 対象施設 11
第３９条 業務内容 11
第４０条 対象設備 11
第４１条 保守点検内容 12
第４２条 消耗部品の交換および軽微な処理 13
第４３条 点検報告書 13
第３章 防犯入退室システム管理 13
第４４条 対象施設 13
第４５条 業務内容 13
第４６条 対象設備 13
第４７条 点検内容 13
第４８条 点検報告書 13
第５編 監視制御設備管理業務 14
第１章 共通事項 14
第４９条 管理水準 14
第２章 中央監視装置監視 14
第５０条 対象施設 14
第５１条 業務内容 14
第５２条 対象機器 14
第３章 中央監視装置定期点検 14
第５３条 対象~~機器~~施設 14
第５４条 業務内容 14
第４章 自動制御設備管理 14
第５５条 対象施設 14
第５６条 業務内容 15
第５７条 対象設備 15
第５８条 点検内容 15
第５９条 点検報告書 15
第６編 機械設備維持管理業務 16
第１章 共通事項 16
第６０条 管理水準 16
第２章 空調設備等保守点検 16
第６１条 対象施設 16
第６２条 業務内容 16
第６３条 対象設備・点検概要 16
第３章 給排水衛生設備管理 21
第６４条 対象施設 21

第６５条 業務内容 21
第６６条 対象設備 21
第６７条 保守点検内容 22
第６８条 点検報告書 22
第４章 給排水設備清掃 22
第６９条 対象施設 22
第７０条 業務内容 22
第７１条 対象設備・清掃頻度 22
第７２条 清掃内容 22
第７３条 定期点検 23
第７４条 点検報告書 23
第７編 消防設備管理業務 24
第１章 共通事項 24
第７５条 管理水準 24
第２章 消防設備保守点検 24
第７６条 対象施設 24
第７７条 業務内容 24
第７８条 対象設備 24
第７９条 定期点検 24
第８０条 予防保全 24
第８１条 機能保全 24
第８２条 点検報告書 25
第８３条 その他 25
第８編 建物衛生管理業務 26
第１章 共通事項 26
第８４条 管理水準 26
第２章 建物環境衛生測定 26
第８５条 対象施設 26
第８６条 業務内容 26
第８７条 対象設備および測定・検査内容 26
第８８条 点検報告書 26
第９編 工作物管理 27
第１章 共通事項 27
第８９条 管理水準 27
第２章 工作物管理 27
第９０条 対象施設 27
第９１条 業務内容 27
第３章 仮設物設置管理 28
第９２条 対象施設 28
第９３条 業務内容 28
第１０編 除雪業務 30
第１章 共通事項 30
第９４条 管理水準 30

第２章 機械除雪 30
第９５条 対象施設 30
第９６条 業務内容 30
第９７条 対象場所 30
第３章 人力除雪 30
第９８条 対象施設 30
第９９条 業務内容 30
第１００条 対象場所 30
第１１編 清掃業務 31
第１章 共通事項 31
第１０１条 管理水準 31
第２章 建物日常清掃 31
第１０２条 対象施設 31
第１０３条 業務内容 31
第１０４条 対象建物・清掃頻度 31
第１０５条 清掃内容 32
第３章 建物定期清掃 32
第１０６条 対象施設 32
第１０７条 業務内容 32
第１０８条 対象建物・清掃頻度 32
第１０９条 清掃内容 33
第４章 園地清掃 34
第１１０条 対象施設 34
第１１１条 業務内容 34
第１１２条 対象施設・清掃頻度 34
第１１３条 清掃内容 34
第５章 廃棄物処理 35
第１１４条 対象施設 35
第１１５条 業務内容 35
第１１６条 処理頻度 35

第１編　総則

第１章　総則

第１条　適用

本仕様書は、「R9-12 民族共生象徴空間管理運営業務（以下「本業務」という。)」のうち、建物・設備維持管理業務に適用する。

第２条　受託者の責務

受託者は、民族共生象徴空間の特性をふまえ、各施設および現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、実施にあたるものとする。

第３条　基本事項

１）建物・設備維持管理業務は、本業務を統括する業務責任者の責任のもと実施する。
２）受託者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、適切に管理運営を行う。なお、本個別仕様書に記載のない事項または本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。
３）受注者は、象徴空間内を常に良好な状態とし、委託者が行う業務及び受託者が行う他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
４）管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置する。
５）業務従事者の服装、作業用機械、器具等については、象徴空間にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
６）作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は受託者の責任において行う。
７）業務効率化に向けた設備および物品を受託者が導入する場合は、事前に調査職員と協議し、承諾を受けた上で、受注者の負担にて行う。
８）持ち込み可能な車種および車両の運行については、別添６「車両運行マニュアル」に基づき、利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、調査職員が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「民族共生象徴空間内の車両通行及び心得」を遵守して走行する。
９）作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するか、利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動する。
１０）提供物品は受託者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告のうえ、受託者が行う。
１１）設備および提供物品は受託者の注意義務で管理する。
１２）作業の前に周囲の床、壁、機器等に損傷を与えないように養生を行う。
１３）作業終了後には養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行う。

第４条　安全管理等

１）常に利用者の安全確保ならびに快適な利用を図るため、利用の迷惑とならないよう十分注意するとともに、受託者の責任において常に園内の観察を行い、善良なる管理を行う。
２）作業中は、作業区域をセーフティーコーン等で明示するなど安全管理を徹底し、利用者の安全を十分確保するとともに、利用者の利用にできるだけ支障を与えないよう配慮する。
３）作業中は園内の施設工作物および樹木等を破損しないように注意する。
４）受託者は、管理する建物・設備および備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したときまたは異常を発見したときは直ちに調査職員に報告する。

第５条　作業時間

作業時間は、利用者の迷惑とならないように配慮し、総括責任者の判断により決定する。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて利用調整を行う。また、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、あらかじめ調査職員に作業時間を提出する。

第６条　受託者の過失による業務の対象施設等の事故、破損等

受託者の過失による事故、破損等が生じた場合には、受託者の責任において処理する。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員に報告する。

第７条　維持修繕

１）各建物・設備の破損箇所等の小規模な修繕等は受託者が行うが、下記事項以外の大規模な修繕等は委託者において行う。詳細は調査職員との協議による。

① 受託者の責めに帰すべき事由による場合

② 修繕にかかる費用が１件あたり 100 万円を超えない場合

２）受託者は、調査職員が指示する主要な建築物、建築設備、工作物、設備の修繕等について以下の書類を作成する。

① 業務打合簿

② 作業報告書

③ 修繕履歴

④ その他調査職員が指示する書類

第８条　緊急対応

各建物・設備の故障を発見し、それを放置することが直ちに利用者の安全に影響を与える場合は、受託者の判断で速やかに修繕等を行い、必要な措置（利用の禁止を含む）を取り、またはその結果を書面にて調査職員に報告する。

第９条　給水・電気使用量等計測

給水施設、ガス設備、電気設備、燃料設備の使用量を計測し、記録を確実に行う。給水・電気使用量等計測は、個別仕様書【本業務のマネジメントおよび利用サービス業務】第３編　第２章　ウポポイ内巡視にて行う。

第２編　建物・設備維持管理　常駐業務

第１章　共通事項

第１０条　管理水準

受託者は、ウポポイ内の建物・設備を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第２章　建物設備常駐管理（１）

第１１条　常駐者

常駐者１名は、電気工作物の維持および運用に関する保安監督のため、電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）における電気主任技術者の資格を有するものとする。

第１２条　対象施設

１）博物館
２）共生公園
３）慰霊施設
４）管理運営施設

第１３条　業務内容

１）ウポポイ内の電気設備、博物館および管理運営施設における中央監視装置、博物館における自動制御設備、空調設備、給排水衛生設備、消防設備、建物衛生管理についての責任者として常駐し、日常点検、保守ならびに運転・監視業務を行う（詳細の業務内容は、各管理項目を参照すること）。
２）電気保安規程に基づき、技術基準に適合するよう自家用工作物の工事・維持および運用に関する保安監督ならびに保安のための巡視、点検および検査を実施すること。
３）電気保安規程に定められた内容に基づき作業計画を立て、実施する。

第１４条　業務体制

１）第１３条の業務内容を遂行するため、①電気主任技術者または、②電気主任技術者補佐のどちらか１名を常駐させ、業務にあたる。なお、電気主任技術者補佐は、電気主任技術者の業務を補佐する。
① 電気主任技術者（有資格者１名）
② 電気主任技術者補佐（１名）
２）業務時間は、8：45～17：30 を基本とする（休憩１時間含む）。
３）業務実施日は、休園日を除く毎日とする。ただし、休園日において必要性がある日は業務実施日とする。
４）休暇等については、当該技術者が所属する事業者の規程により運用する。

第１５条　役割・資格等

１）電気主任技術者（電気主任技術者補佐）は、総括責任者等を補佐し、また担当する建物、設備を総合的に管理すること。
２）電気主任技術者（電気主任技術者補佐）は、総括責任者等の下、担当する業務について、業務計画、業務報告、業務改善を行うこと。
３）調査職員及び総括責任者は、自家用電気工作物の工事、維持および運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
４）建物設備管理技術員をはじめ、自家用電気工作物の工事、維持および運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のために行う指示に従うこと。
５）電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

第３章　建物設備常駐管理（２）

第１６条　常駐者

博物館内の電気設備、中央監視装置、自動制御設備、空調設備、給排水衛生設備、消防設備、建物衛生管理を円滑に実施するため、24 時間体制で建物設備管理技術員を常駐させる。

第１７条　対象施設

１）博物館

第１８条　業務内容

博物館内の電気設備、中央監視装置、自動制御設備、空調設備、給排水衛生設備、消防設備、建物衛生管理について運転・監視および日常点検・保守を実施する（詳細の業務内容は、各管理項目を参照すること）。

第１９条　業務体制

１）第１８条の業務内容を遂行するため、建物設備管理技術員を常駐させ、業務にあたる。

① 建物設備管理技術員（１ポスト）

２）業務時間は、8：45～翌 8：45 とする（労働基準法に則した休憩２時間および仮眠７時間含む）。

３）業務実施日は、委託業務実施期間の毎日とする。

第２０条　役割・資格等

１）建物設備管理技術員は、日常の設備点検、保守業務を的確に実施することができる知識・技術を有し、かつ異常発生時には迅速かつ的確な初期対応ができる者を配置すること。

２）建物設備管理技術員は、設備機器等に故障または異常を発見し、応急処置の必要がある時、軽微な部品交換等の小修繕を行うこと。

３）建物設備管理技術員は、中央監視装置の監視盤の監視および設備機器運転データの管理、空調機器の運転切り替え、凍結対策等を実施すること。

第２１条　日常点検項目

建物設備管理技術員の日常点検の基準は、以下の通りとする。

点検項目	点検周期
電気設備	
中央監視盤の監視（24h）および操作	1D
各照明ランプ点灯の確認	1D
EPS 内の点検	適時
空調設備	
熱源機器の運転操作、運転状況の確認、記録	随時
空調機器、ポンプ類の運転操作、運転状況の確認、記録	1D
給排気設備の運転操作、運転状況の確認、記録	1D
自動制御装置の作動状況確認	随時
パイプスペース、ダクトスペースの点検	適時
衛生設備	
各ポンプ類の外観点検	1D
各水槽の外観点検	1D
各衛生器具の外観点検、調整	随時
防災設備	
各設備の自主外観点検	随時
誘導灯の点灯確認	随時
メーター検針	
電気、水道、ガス、重油等の各種エネルギー検針と集計	1M

※「1D」は、１日ごと実施、「1M」は、１ヶ月ごと実施、「1Y」は、１年ごと実施

第２２条　建築物環境衛生管理技術者としての業務

電気主任技術者（電気主任技術者補佐）または建物設備管理技術員のうち、１名は建築物環境衛生管理技術者を有し、関連法令に基づき、以下の業務を実施すること。

１）建築物環境衛生管理技術者の業務内容

① 建築物環境衛生管理技術者の選任
② 建築物衛生管理業務計画の立案（年間計画の作成）
③ 建築物衛生管理業務の指揮監督
④ 建築物維持管理基準に関する測定または結果の評価
⑤ 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施
⑥ 維持管理報告書の作成および保健所に報告（１回/年）
⑦ 保健所等の立入り等の対応
⑧ 建築物維持管理権原者に維持管理についての進言

第３編　建物維持管理業務

第１章　共通事項

第２３条　管理水準

受託者は、ウポポイ内の建物を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第２章　建築設備定期検査

第２４条　対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

４）管理運営施設

第２５条　業務内容

博物館内及び、共生公園内各施設、慰霊施設及び管理運営施設の建築設備について、官公法１２条又は建築基準法１２条に基づく点検等を行う。

点検内容については、以下に示す通りとする。

博物館

点検等	検査内容等	周期
建築設備定期調査・建築設備	・建築設備 ・防火設備	1Y 1Y
官公法確認	・３ヶ月項目 ・６ヶ月項目 ・1 年項目	3M 6M 1Y
シャッター設備	・定期点検	1Y

共生公園

点検等	検査対象施設	周期
特定建築設備定期調査	・エントランス棟（A棟・B棟）	1Y
建築設備定期調査 （建築設備・防火設備）	・体験交流ホール ・体験学習館 ・エントランス棟（A棟・B棟） ・別　　館 ・別館２号館 ・別館３号館	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y
官公法点検	・工房（1 年項目）	1Y
官公法確認	・体験交流ホール（6ヶ月項目） （1年項目） ・体験学習館（6ヶ月項目） （1年項目） ・エントランス棟（A・B棟） （6ヶ月項目） （1年項目） ・工　　房（6ヶ月項目） （1年項目） ・別　　館（6ヶ月項目） （1年項目） ・別館２号館（6ヶ月項目） （1年項目） ・別館３号館（6ヶ月項目）	6M 1Y 6M 1Y 6M 1Y 6M 1Y 6M 1Y 6M 1Y 6M

	・別館３号館（1 年項目） ・チセ３棟（6 ヶ月項目） （1 年項目） ・ポンプ棟（6 ヶ月項目） （1 年項目） ・歓迎の広場上屋(A･B 棟) （6 ヶ月項目） （1 年項目） ・トイレ棟（6 ヶ月項目） （1 年項目） ・駐車場、バス停上屋（6 ヶ月項目） （1 年項目）	1Y 6M 1Y 6M 1Y 6M 1Y 6M 1Y 6M 1Y
シャッター点検	・定期点検	1Y

慰霊施設

点検等	検査対象施設	周期
特定建築設備定期調査	・墓所	1Y
建築設備定期調査 （建築設備・防火設備）	・墓所	1Y
官公法確認	・墓所（6 ヶ月項目） （1 年項目） ・慰霊行事施設（6 ヶ月項目） （1 年項目）	6M 1Y 6M 1Y

管理運営施設

点検等	検査対象施設	周期
官公法点検	・管理運営施設（1 年項目）	1Y
官公法確認	・管理運営施設（6 ヶ月項目） （1 年項目）	6M 1Y

第３章　昇降機保守点検

第２６条　対象施設

１）博物館

第２７条　業務内容

博物館に設置するエレベーターおよびエスカレーターについて、機器を良好な運転状態に保つため、定期保守点検および「官公法第 12 条」、「建築基準法第 12 条」、「人事院規則 10－4 第 32 条」（EV1、荷物用 EV）、関係法令に基づく法定点検を行う。また、エレベーターは、遠隔監視を行うとともに、不具合が生じたことを確認した場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

第２８条　対象設備

保守点検の対象となるエレベーターおよびエスカレーターは以下の通りとする。

機器番号	方式・型式等	台数
EV１	区分：ロープ式（一般型）、機械室なし 用途（形式）：乗用　展望用兼車いす用 積載量（定員）：1,000kg（15 人） 速度：60m/min 停止箇所・出入口方向：正面側（2F）1 ヵ所、背面側（1F）1 ヵ所　2 方向 ドア方式：2 枚戸中央開き（電動式）	1
EV２	区分：ロープ式（普及型）、機械室なし 用途（形式）：乗用兼車いす用 積載量（定員）：750kg（11 人） 速度：60m/min 停止箇所・出入口方向：1,2 階　2 ヶ所　1 方向 ドア方式：2 枚戸中央開き（電動式）	1
荷物用 EV	区分：ロープ式（一般型）、機械室なし 用途（形式）：荷物用 積載量：3,000kg 速度：45m/min 停止箇所・出入口方向：正面側（1F）1 ヵ所、背面側（2F）1 ヵ所　2 方向 ドア方式：3 枚戸上開き（電動式）	1
エスカレーターNo. 1	形式：TE-S600 踏段公称幅：S600 形　600mm 輸送能力：4,500 人/h 速度：30m/min 傾斜角度：水平面に対し 30 度 設置階：1～2F　階高：6,500mm	1
エスカレーターNo. 2	形式：TE-S1000 踏段公称幅：S1000 形　1000mm 輸送能力：9,000 人/h 速度：30m/min 傾斜角度：水平面に対し 30 度 設置階：1～2F　階高：6,500mm	1

第２９条　保守点検内容

１）EV１、EV２

① 定期保守点検（3M）

専門技術者により、運転状態、制御盤・巻上機関係、かご、昇降路、出入口の点検を行う。

② 遠隔点検（1M）

遠隔点検により、制御盤付近の温度、電動機動作状態、ブレーキ動作状態、制御機器動作状態、かご加速走行状態、かご定常運転速度、かご定常運転速度変動、かご減速走行時間、呼びボタン動作状態、戸開閉状態、かご戸スイッチ動作状態、インターフォン動作状態、かご内照明点灯状態、かご内停電灯動作状態、昇降路リミットスイッチ動作状態、安全スイッチ動作状態、ピット環境の確認を行う。

③ 法定点検（1Y）

有資格者により、「官公法第 12 条」、「建築基準法第 12 条」、「人事院規則 10－4 第 32 条」にもとづく、定期点検を行う。

④ 遠隔監視（常時）

エレベーターの異常状態の発生・復帰の常時監視を行う。

監視項目は、異常監視（閉じ込め、起動不能、電源異常）、管制運転監視（地震時管制運転、火災時管制運転、自家発管制運転、停電時自動着床運転）とする。

⑤音声アナウンス点検

音声アナウンスが正常に機能するのか定期点検を行う。

２）荷物用 EV

① 定期保守点検（1M）

専門技術者により、運転状態、かご、昇降路、出入口の点検を行う。

② 法定点検（1Y）

有資格者により、「官公法第 12 条」、「建築基準法第 12 条」、「人事院規則 10－4 第 32 条」にもとづく、定期点検を行う。

３）エスカレーターNo.１、エスカレーターNO.２

① 定期保守点検（1M）

専門技術者により、運転状態、上部機械室、中間部、下部機械室、乗降口、安全設備関係、付加装置の点検を行う。

② 法定点検（1Y）

有資格者により、「官公法第 12 条」、「建築基準法第 12 条」、「人事院規則 10－4 第 32 条」にもとづく、定期点検を行う。

第３０条　点検報告書

定期保守点検および法定点検の報告書の作成を行う。

第３１条　不具合発生時の対応

受託者は、故障、災害等により本エレベーターに運行上の不具合が発生したことを確認した場合は、速やかに当該エレベーターの使用中止その他の必要な措置を講じるとともに、直ちに調査職員等関係者に状況報告を行う。また、かご内より非常呼び出しボタンが押し続けられた際は、かご内の来客と直接通話し、必要な連絡等にあたること。

第４章　自動扉保守点検

第３２条　対象施設

１）博物館

２）共生公園（管理運営施設含む）

第３３条　業務内容

自動扉（附属装置を含む）の運転機能を常にかつ良好に維持するため定期点検を行い、また必要と判断した場合は、部品交換、分解整備を実施する。

第３４条　対象設備

保守点検の対象となる自動扉は、以下の通りとする。

設置場所		形式等	基数
博物館	１F　風除室１	両引	3
	１F　風除室２	片引	2
	１F　エントランスホール１	片引	1
	１F　エントランスホール２（EV, ESC 室への入り口）	両引	2
	２F　基本展示室	片引	1
	１F　CT 室	片引	1
計			10
共生公園	体験学習館　エントランス、風除室	両引	2
	体験交流ホール　風除室	片引	2
	体験交流ホール　風除室	両引	1
	エントランスＡ棟　フードコート・レストラン	両引	2
	エントランスＡ棟　フードコート・レストラン	片引	4
	エントランスＢ棟　多目的ルーム・物販ルーム・ホール・廊下	両引	4
	エントランスＢ棟　多目的トイレ	片引	1
	工房　風除室１	片引	2
	工房　風除室１	両引	1
	トイレ棟 エントランス	両引	1
	管理運営施設　エントランス、風除室	両引	2
	体験学習館別館３号館　風除室	片引	2
計			24

第３５条　保守点検内容

１）定期保守点検（3M）

自動扉の検出部、駆動部、制御部、縣架部、建具部、電気部、附属装置等の点検を年４回実施する（ただし、博物館 CT 室のみ年２回）。点検にあわせ、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。

第３６条　点検報告書

定期保守点検報告書の作成を行う。

第４編　電気設備維持管理業務

第１章　共通事項

第３７条　管理水準

受託者は、ウポポイ内の電気設備について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第２章　電気設備管理

第３８条　対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

４）管理運営施設

第３９条　業務内容

制定した保安規程に基づき、電気保安業務を実施するとともに、電気設備全般の保守点検を実施する。

第４０条　対象設備

１）高圧受変電設備

① 高圧配電盤・低圧配電盤

② 高圧機器

③ 低圧機器

設置場所		内容
博物館		設備容量：1,700kVA 非常用発電機：375kVA
共生公園	体験学習館 トイレ棟	設備容量：200Kva 低圧受電施設
	体験学習館別館	低圧受電設備
	体験学習館別館２	低圧受電設備
	体験学習館別館３	低圧受電設備
	屋外高圧受電施設 催事用分電盤 2・4-1・4-2 催事用分電盤 1 体験学習館別館２ 体験学習館別館３	設備容量：200kVA 低圧受電施設 低圧受電施設 低圧受電施設 低圧受電設備
	体験交流ホール	設備容量：380kVA
	エントランス棟 A・B 歓迎の広場上屋 A・B 催事用分電盤 3 歓迎の広場休憩所 貸出所	設備容量：450kVA 低圧受電施設 低圧受電施設 低圧受電施設 低圧受電施設
	工房・倉庫	設備容量：100kVA
	チセ群	低圧受電設備
慰霊施設	墓所・慰霊行事施設	設備容量：150kVA 非常用発電機：75kVA
管理運営施設	管理運営施設 ポンプ棟 チセ群	設備容量：275kVA 非常用発電機：200kVA 低圧受電施設 低圧受電施設

設置場所		内容
	催事用分電盤 5	低圧受電施設

２）太陽光発電設備（設置場所：博物館屋上　設備容量：5.4kw）
① 太陽電池アレイ
② 接続箱・集電箱
③ パワーコンディショナ
④ 蓄電池
３）電灯・動力設備
① 照明器具
② 分電盤、照明制御盤
③ 制御盤
④ 幹線
４）非常用発電設備
① 非常用発電設備
② 制御盤

第４１条　保守点検内容
１）定期点検および保守
保安規程及び建築保全業務共通仕様書に基づき、第４０条の対象設備について定期点検及び保守を実施する。

点検項目	点検周期
高圧受変電設備	
(1)日常点検	
1)受配電盤外観目視点検	1D
2)受配電指示計器記録	1D
(2)月次点検	
1)ケーブル、断路器、変圧器等の外観点検	1M
2)負荷設備の外観目視点検	1M
3 非常用発電機の外観点検、起動試験	1M
(3)年次点検	
1)接地抵抗測定	1Y
2)高圧機器絶縁測定	1Y
3)低圧機器絶縁測定（主幹一括測定後、不良箇所個別測定）	1Y
4)非常用発電機 絶縁測定、停電起動試験、蓄電池点検、保護装置試験	1Y
5)高圧継電器試験	1Y
※詳細は、「別紙-１R9-12民族共生象徴空間管理運営業務主要施設一覧」及び保安規程に基づく	
太陽光発電設備（博物館）	
(1)外観目視点検	1M
1)太陽電池アレイ	
・表面の汚れ、破損、変色、落葉等の有無	
・外観配線の損傷有無	
2)中継端子盤（接続箱）	
・外部配線の損傷有無	
3)パワーコンディショナ	
・外部配線の損傷有無	
・異音、異臭等の有無	
4) 蓄電池	
・損傷、液漏れ、汚損の有無	
5) 指示計器、モニター等による発電状況確認（随時）	
ハンドホール	
(1)ハンドホール内部目視点検、水抜き	1Y

※「1D」は、１日ごと実施、「1M」は、１ヶ月ごと実施、「1Y」は、１年ごと実施

※電気事業法に準拠

※高圧継電器試験、変圧器絶縁油試験は含まない

２）運転・監視および日常点検・保守

建築保全業務共通仕様書に基づき、電気設備等一式に関する機器の運転・監視および日常点検・保守を実施する。

第４２条　消耗部品の交換および軽微な処理

１）定期点検および保守

電球等の消耗部品の交換および、諸修繕等軽微な処理を行うこと。

第４３条　点検報告書

各点検等を実施した後は、点検報告書の作成を行う。

第３章　防犯入退室システム管理

第４４条　対象施設

１）博物館

第４５条　業務内容

博物館内の防犯入退室システムが正常な状態で維持・運用するために定期点検を行う。

第４６条　対象設備

博物館内防犯入退室システム　一式

第４７条　点検内容

１）定期点検（6M）

年２回、制御装置の動作確認、データ蓄積状況、認識部の取付け状態・動作確認、電気錠の動作確認等（自動火災報知設備との連動に関する内容の点検を含む）を行う。また、必要に応じて、消耗部品の取替を行う。

第４８条　点検報告書

定期点検報告書の作成を行う。

第５編　監視制御設備管理業務

第１章　共通事項

第４９条　管理水準

受託者は、ウポポイ内の監視制御設備について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第２章　中央監視装置監視

第５０条　対象施設

１）博物館（１F 警備室内）
２）共生公園（管理運営施設１F 中央監視室）

第５１条　業務内容

１）博物館警備室内の中央監視装置について、24 時間監視を行い、運転データ等の集積を行うとともに警報の受信および非常要請に対する適切な処置を実施する。なお、監視業務は電気主任技術者（電気主任技術者補佐）又は建物設備管理技術員が実施すること。
また、中央監視装置の機能自体の異常を感知するために、システム管理会社による遠隔監視を併せて実施する。
２）管理運営施設内の中央監視装置について、開園日においては、8：45～閉園時刻＋30 分、閉園日においては、8：45～17：30 に監視を行い、運転データ等の集積を行うとともに警報の受信および非常要請に対する適切な処置を実施する。

第５２条　対象機器

１）博物館
① システム名
Metasys（ジョンソンコントロールズ）
２）共生公園（管理運営施設１F 中央監視室）
① システム名
ファーシーマ BA（三菱電機）

第３章　中央監視装置定期点検

第５３条　対象施設

１）博物館（1F 警備室内）中央監視装置
システム名　Metasys（ジョンソンコントロールズ）
２）共生公園（管理運営施設１F 中央監視室）
システム名　ファーシーマ BA（三菱電機）

第５４条　業務内容

中央監視装置が集約、表示、記録すべき全情報項目について、通信状況、表示状況、記録状況等を点検し、状況により必要な手当てを行う。

第４章　自動制御設備管理

第５５条　対象施設

１）博物館
２）共生公園（体験交流ホール）
３）慰霊施設（墓所）

第５６条　業務内容

各施設における自動制御設備機器を良好な運転状態に保つため、中央監視システムにおける監視に加え、定期的に外観目視点検を行う。また、博物館の特別展示室、基本展示室、特別収蔵庫、一般収蔵庫系統および体験交流ホール、墓所について定期点検を実施する。

第５７条　対象設備

１）博物館

自動制御設備　一式

点検対象：空調機制御（２）（３）（特別展示室、基本展示室、特別収蔵庫、一般収蔵庫系統）

２）共生公園（体験交流ホール）

自動制御設備　一式

３）慰霊施設（墓所）

自動制御設備　一式

第５８条　点検内容

１）定期点検（1Y）

博物館の特別展示室、基本展示室、特別収蔵庫、一般収蔵庫系統および体験交流ホール、墓所について、温度湿度検出器・発信機、調節計、コントローラ、変換器、操作器、自動制御用調節弁の動作確認を行う。

２）外観目視

日常点検により異常の有無について外観目視点検を行う。

第５９条　点検報告書

各点検等を実施した後は、点検報告書の作成を行う。

第６編　機械設備維持管理業務

第１章　共通事項

第６０条　管理水準

受注者は、ウポポイ内の機械設備を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第２章　空調設備等保守点検

第６１条　対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

４）管理運営施設

第６２条　業務内容

博物館、共生公園、慰霊施設及び管理運営施設の各施設の空調設備機器が正常に作動するよう保守点検を行う。また、対象となる空調設備機器については「フロン類の使用の合理の適正化に関する法律」に基づく簡易点検および定期点検を行う。

第６３条　対象設備・点検概要

対象となる以下の空調設備機器について、使用状況により、各種点検のほかフィルター清掃を実施すること。

１）博物館

空調設備機器	機器番号	数量	点検概要	周期
地中熱利用ヒートポンプ	HP-1-1、1-2	一式	簡易点検（フロン法） 定期点検（外観の損傷、据付状態、運転音、振動、内部目視点検、冷媒漏洩点検、保護装置点検、圧縮機絶縁抵抗測定他測定等）	3M 1Y
チリングユニット 6 台連結式	AHP-1	一式	簡易点検（フロン法） 定期点検（フロン法）（外観点検、凝縮器・蒸発器点検、圧縮機・冷媒回路点検、保安装置・制御類・電装関係点検、運転前・運転状況点検）	3M 1Y
温水発生器 A 重油焚	BHW-1-1、1-2、1-3	3 台	定期点検（燃焼室・バーナー分解清掃、燃焼試運転調整、燃焼装置点検、安全装置点検、電気・計装関係点検）	1Y
膨張タンク 密閉式 開放式	 TEX-1、2 TE-1～5	 2 台 5 台	外観目視点検（外観の損傷・据付状態・圧力確認）	1Y
オイルサービスタンク 150ℓ	TOS-1	1 台	外観目視点検（外観の損傷、据付状態、漏れの有無）	1Y
ポンプ類 冷水ポンプ 温水ポンプ ブラインポンプ 熱原水ポンプ 加圧給水ユニット オイルポンプ	 PC-1-1～2、1-3-1～2、2-1-1～2 PH-1-1～5、2-1-1～2 PB-1-1～2、2-1-1～2、2-2、2-3 PU-1 PO-1-1～2	 6 台 7 台 6 台 1 台 2 台	機能および外観点検（動作確認、ポンプおよび配管の損傷・腐蝕・漏れの有無、音・振動・発熱の異常有無の点検、電流・漏れ電流確認）	6M
熱交換器	HE-1-1～1-3、2-1～2-3	6 台	外観目視点検（外観の損傷・据付状態・温度）	6M

空調設備機器	機器番号	数量	点検概要	周期
ヘッダー 空調用 床暖房 ロードヒーディング	 HCS-1-1、2-1、HCR-1、HHS-1-1、2-1、HHR-1、HA-1～3	 9台 3系統 2系統	外観目視点検（外観の損傷・据付状態、温度・圧力、配管・バルブ廻りの漏れの有無）	1Y
ユニット形空気調和機	ACU-I-1-1～5、 ACU-I-2-1～2、2-3-1～2 ACU-I-2-4～9 ACU-O-1-1～3、 ACU-O-2-1～2-3	21台	定期点検（運転音、振動等確認 電流値、周波数確認 ファン、モーター、ベルト点検 ドレンパン点検、清掃(汚れの状況により)、排水状況確認、軸受点検、グリスアップ、絶縁抵抗測定）　※ベルト交換別途 プレフィルター清掃 フィルター交換	6M 6M 6M 6M 6M 1Y
パッケージ形空気調和機（室外機）	ACP-1-1、3-1	2台	簡易点検（フロン法） 定期点検（圧力・温度測定、電流・電圧の測定および電気関係絶縁測定、圧縮機の異常音、冷媒漏れ、油漏れの有無、据付状態、運転音・振動等、保護装置の作動・外観点検）	3M 6M
パッケージ形空気調和機（室内機）	ACP-1-1-1、1-1-2、3-1-1	3台	簡易点検（フロン法） 定期点検（据付状態、運転音・振動等） フィルター清掃	3M 6M 6M
ファンコイルユニット		53台	据付状態、運転音・振動等 フィルター清掃	3M 3M
送排風機		48台	定期点検（ベアリング・ベルト点検、グリスアップ）※ベルト交換別途	1Y
空気清浄装置	AFB-1-1～6、2-1、3-1～4	12台	塩害除去フィルター交換	1Y
排煙機 排煙口		1台 11台	外観目視点検（外観の損傷・据付状態）	1Y
消音器		11台	外観目視点検（外観の損傷・据付状態）	1Y
ロードヒーティング設備		一式	融雪状況確認、ヘッダー外観目視点検	1Y
床暖房設備		一式	昇温状況確認、ヘッダー外観目視点検	1Y
空調用加湿器		6系統	定期点検 消耗品交換	年2回 1Y

2）共生公園

① 体験交流ホール

空調設備機器	数量	点検概要	周期
ヒートポンプユニット AHP-1	1組	簡易点検（フロン法） 定期点検（フロン法）（外観点検、凝縮器・蒸発器点検、圧縮機・冷媒回路点検、保安装置・制御類・電装関係点検、運転前・運転状況点検）	3M 1Y
真空式温水発生機（簡易ボイラー） BHW-1	1台	定期点検（燃焼室・バーナー分解清掃、燃焼試運転調整、燃焼装置点検、安全装置点検、電気・計装関係点検）	1Y
ポンプ類 冷温水ポンプ 不凍液ポンプ 温水ポンプ 不凍液ポンプユニット 給水用ポンプユニット	 4台 1台 1台 2台 2台	機能および外観点検（動作確認、ポンプおよび配管の損傷・腐蝕・漏れの有無、音・振動・発熱の異常有無の点検、電流・漏れ電流確認）	1Y
熱交換器	2台	外観目視点検	1Y
バッファタンク オイルタンク 950ℓ	1台 1台	外観目視点検 外観目視点検	1Y 1Y

空調設備機器	数量	点検概要	周期
冷温水ヘッダー	4 台	外観目視点検	1Y
不凍用密閉式膨張タンク（230ℓ、3ℓ） 冷温水用密閉膨張タンク	2 台 1 台	外観目視点検 外観目視点検	1Y 1Y
電気パネルヒーター	8 台	外観目視点検	1Y
パッケージ形空気調和機（室外機） ACP-1,2	2 台	簡易点検（フロン法） 定期点検	3M 1Y
パッケージ形空気調和機（室内機） ACP-1,2	2 台	簡易点検（フロン法） フィルター清掃	3M 4M
ユニット形空気調和機 ACU-1～3	3 台	外観目視点検 プレフィルター清掃（粗じん） V ベルト交換　8 本 フィルター清掃　19 枚	1Y 1Y 2Y 4M
家庭用エアコン	1 台	フィルター清掃	1Y
環風用送風機 FR-3 給気用送風機 排気用送風機	1 台 4 台 7 台	外観目視点検 外観目視点検 外観目視点検	1Y 1Y 1Y
全熱交換ユニット HEU-1～5	5 台	外観目視点検 フィルター清掃	1Y 4M
ファンコイルユニット FCU-3,6	16 台	外観目視点検（据付状態・運転音・振動等） フィルター清掃　16 枚	1Y 4M

② 体験学習館

空調設備機器	数量	点検概要	周期
パッケージ形空気調和機（室外機） ACP-1,2	2 台	定期点検 簡易点検（フロン法）	1Y 3M
パッケージ形空気調和機（室内機）	20 台	簡易点検（フロン法） フィルター清掃	3M 4M
全熱交換ユニット パネル型エアフィルター 	17 台 4 台	外観目視点検 フィルター清掃 フィルター清掃	1Y 4M 4M
調理室内グリスフィルター 調理室フィルターユニット	6 台 1 台	フィルター清掃 フィルター清掃	4M 4M
電気暖房器 除湿機	3 台 1 台	外観目視点検 外観目視点検	1Y 1Y
送風機 斜流送風機	6 台 2 台	外観目視点検 外観目視点検	1Y 1Y

③ 体験学習館別館

空調設備機器	数量	点検概要	周期
家庭用エアコン	5 台	フィルター清掃	1Y

④ 体験学習館別館 2 号館

空調設備機器	数量	点検概要	周期
家庭用エアコン	6 台	フィルター清掃	1Y

⑤ 体験学習館別館 3 号館

空調設備機器	数量	点検概要	周期
家庭用エアコン	5 台	フィルター清掃	1Y

⑥ エントランス棟 A

空調設備機器	数量	点検概要	周期
パッケージ形空気調和機（室外機）	5 台	定期点検 簡易点検（フロン法）	1Y 3M
パッケージ形空気調和機（室内機）	18 台	簡易点検（フロン法） フィルター清掃	3M 4M
全熱交換器ユニット	9 台	外観目視点検 フィルター清掃	1Y 4M
遠心送風機 消音ボックス付送風機	3 台 5 台	定期点検 外観目視点検	1Y 1Y
パネル型エアフィルター	4 台	フィルター清掃	4M
全熱交換ユニット	8 台	外観目視点検	1Y

⑦ エントランス棟 B

空調設備機器	数量	点検概要	周期
パッケージ形空気調和機（室外機）	9 台	定期点検 簡易点検（フロン法）	1Y 3M
パッケージ形空気調和機（室内機）	13 台	簡易点検（フロン法） フィルター清掃	3M 4M
全熱交換器ユニット	9 台	外観目視点検 フィルター清掃	1Y 4M
電気暖房器	3 台	外観目視点検	1Y
室内用エアコン	2 台	フィルター清掃	1Y
パネル型エアフィルター	1 台	フィルター清掃	4M
斜流送風機	7 台	外観目視点検	1Y

⑧ 歓迎の広場休憩所

空調設備機器	数量	点検概要	周期
家庭用エアコン	1 台	フィルター清掃	1Y

⑨ 貸出所

空調設備機器	数量	点検概要	周期
家庭用エアコン	1 台	フィルター清掃	1Y

⑩ 展望広場警備員休憩所

空調設備機器	数量	点検概要	周期
家庭用エアコン	1 台	フィルター清掃	1Y

⑪ 工房

空調設備機器	数量	点検概要	周期
パッケージ形空気調和機（室外機）	1 台	簡易点検（フロン法） 定期点検	3M 1Y
パッケージ形空気調和機（室内機）	11 台	簡易点検（フロン法） フィルター清掃	3M 4M
全熱交換ユニット	8 台	外観目視点検 フィルター清掃	1Y 4M
消音ボックス送風機	3 台	外観目視点検	1Y

⑫ 倉庫

空調設備機器	数量	点検概要	周期
斜流送風機	5 台	外観目視点検	1Y
除湿機	2 台	外観目視点検 簡易点検（フロン法）	1Y 3M

⑬ 職員休憩所

空調設備機器	数量	点検概要	周期
家庭用エアコン	1 台	フィルター清掃	1Y

⑭ 5 番門衛詰所

空調設備機器	数量	点検概要	周期
家庭用エアコン	1 台	フィルター清掃	1Y

⑮ ポンプ棟

空調設備機器	数量	点検概要	周期
家庭用エアコン	1 台	フィルター清掃	1Y

⑯ チセ群

空調設備機器	数量	点検概要	周期
ポンプ類			
温水循環ポンプ	3 台	定期点検	1Y
加圧給水ユニット	3 台	定期点検	1Y
密閉形隔膜式膨張タンク	3 台	外観目視点検	1Y
パネル型エアフィルター	7 台	フィルター清掃	4M
ファンコンベクター	2 台	外観目視点検 フィルター清掃	1Y 4M
石油温水機	3 台	外観目視点検	1Y

温水式床暖房	2 台	外観目視点検	1Y
オイルタンク	2 台	外観目視点検	1Y
オイルサーバー	2 台	外観目視点検	1Y
消音ボックス付送風機	4 台	外観目視点検	1Y
家庭用エアコン	12 台	フィルター清掃	1Y
パッケージ形空気調和機（室外機）	3 台	簡易点検（フロン法）	3M
		定期点検	3Y

3）慰霊施設

① 慰霊行事施設

空調設備機器	数量	点検概要	周期
パッケージ形空気調和機（室外機）	3 台	簡易点検（フロン法）	3M
		定期点検	3Y
パッケージ形空気調和機（室内機）	3 台	簡易点検（フロン法）	3M
		フィルター清掃	4M
電気パネルヒーター	4 台	外観目視点検	1Y
床暖房	2 台	外観目視点検	1Y
全熱交換ユニット	3 台	外観目視点検	1Y
		フィルター清掃	4M
排気用送風機	1 台	外観目視点検	1Y
送風機	1 台	外観目視点検	1Y

② 墓所

空調設備機器	数量	点検概要	周期
パッケージ形空気調和機（室外機）	1 台	定期点検	6M
		簡易点検（フロン法）	3M
パッケージ形空気調和機（室内機）	2 台	簡易点検（フロン法）	3M
		フィルター清掃	4M
ユニット形空気調和機 （室外機、室内機）	3 台	定期点検（圧力・温度測定、電流・電圧の測定および電気関係絶縁測定、圧縮機の異常音、冷媒漏れ、油漏れの有無、据付状態、運転音・振動等、保護装置の作動・外観点検）運転音、振動等確認	6M
		プレフィルター清掃	4M
電気パネルヒーター	3 台	外観目視点検	1Y
除湿器	3 台	定期点検	6M
加湿器		簡易点検（フロン法）	3M
	2 台	フィルター清掃	4M
		定期点検	6M
斜流送風機	9 台	外観目視点検	1Y

4）管理運営施設

空調設備機器	数量	点検概要	周期
真空式温水発生機	1 台	定期点検（燃焼室・バーナー分解清掃、燃焼試運転調整、燃焼装置点検、安全装置点検、電気・計装関係点検）	6M
BH-1			
煙道	1 台	煙管清掃	6M
パッケージ形空気調和機（室外機）	7 台	簡易点検（フロン法）	3M
		定期点検	6M
パッケージ形空気調和機（室内機）	17 台	簡易点検（フロン法）	3M
		定期点検	6M
		フィルター清掃	4M
電気パネルヒーター	12 台	外観目視点検	1Y
給気用送風機	2 台	外観目視点検	1Y
排気用送風機	1 台	外観目視点検	1Y
全熱交換ユニット	18 台	定期点検	6M
		フィルター清掃	4M

オイルポンプ	1台	外観目視点検	1Y
地下オイルタンク	1台	外観目視点検	1Y
オイルサービスタンク	1台	外観目視点検	1Y

第3章　給排水衛生設備管理

第６４条　対象施設

１）博物館
２）共生公園
３）慰霊施設
４）管理運営施設

第６５条　業務内容

各建物内の、水道設備、ポンプ類、貯湯式電気温水器、塩素滅菌装置、給水軟化装置、井水ろ過装置等の給排水設備等の保守点検を行う。また、井水ろ過装置、塩素滅菌装置については、指定された資材の注入を行う。

第６６条　対象設備

対象となる給排水設備は、以下の通りとする。

１）博物館

給排水設備名	機器番号	数量	周期
給水設備		一式	日常
ポンプ類			
小型給水ポンプユニット（水道水）	PWU-1	1台	6M
小型給水ポンプユニット（雑用水）	PWU-2	1台	6M
雨水ろ過ポンプ	RP-1	2台	6M
深井戸用水中ポンプ		1台	1Y
地下ピットポンプ	PD1～3	12台	6M
貯湯式電気温水器	WHE-1～4	27台	6M
塩素滅菌装置　120ℓ	RO-2	1台	6M
給水軟化装置	RO-3	2台	4M
トラップ類（手洗い器、掃除流し、小便器、大便器等）		一式	日常
井水ろ過装置	RO-1		
砂ろ過塔		1台	4M
次亜塩素注入装置　30ℓ		1台	4M
凝集剤注入装置　30ℓ		1台	4M

２）共生公園

給排水設備名	数量	建物名
給水設備	一式	
ポンプ類		
水中ポンプ湧水用	15台	体験交流ホール（3）、体験学習館（4）、エントランス棟 A（3）、エントランス棟 B（1）、工房（4）、倉庫（1）
水中ポンプ雑排水用	12台	体験交流ホール（9）、チセ群（3）
ガス湯沸器	4台	体験交流ホール（2）、エントランス棟 A（2）
貯湯式電気温水器	8台	体験交流ホール（4）、エントランス棟 A(3)・B(1)

3）慰霊施設

給排水設備名	数量	建物名
給水設備	一式	
ポンプ類 水道用直結加圧ポンプユニット	1台	慰霊行事、墓所
貯湯式電気温水器	1台	慰霊行事
塩素滅菌装置	2台	慰霊行事、墓所

4）管理運営施設

給排水設備名	数量	建物名
貯湯式電気温水器	1台	

第６７条　保守点検内容

給水設備については、日常的に機能（状態確認）および外観点検を行う。その他の設備については、年１回、機能（状態確認）および外観点検を行う。なお、不具合がある際は、専門技術者等による点検を実施するとともに修繕を行う。また、井水ろ過装置、塩素滅菌装置については、指定された資材の注入を適切に行う。

第６８条　点検報告書

各点検等を実施した後は、点検報告書の作成を行う。

第４章　給排水設備清掃

第６９条　対象施設

１）博物館

第７０条　業務内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）以下、（ビル管法）という。」、「水道法（昭和 32 年法律第 177 号）」および関係法令に基づき、博物館の受水タンク、雑用排水槽、排水管の定期清掃及び定期点検を行う。また、雑用水槽の定期清掃を実施する。

第７１条　対象設備・清掃頻度

対象となる給排水設備は以下の通りとする。

給排水設備名	数量	清掃頻度
受水タンク	有効　11.2 ㎥	1Y
雑用排水槽	有効　3.0 ㎥	6M
雑用水槽	有効　37.8 ㎥	1Y
排水管（カフェ、手洗い、小便器系統）	一式	6M

第７２条　清掃内容

１）受水タンク定期清掃

① 受水タンク清掃を行う事業者は、ビル管法に基づく登録業者が行うこと。

② 作業監督者は、ビル管法施行規則第 28 条第 4 号に基づく厚生労働大臣の講習を受けた者または、建築物環境衛生管理技術者とする。

③ 清掃作業を行う作業員は、健康状態が良好であり、特に衛生上問題がない者とする。

④ 作業員は、予め消毒済の作業着、帽子、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用すること。

⑤ 器具・機械は、事前に点検整備し、特に槽内に持ち込むものは十分に消毒し、清掃作業は衛生的に行うこと。

２）雑用排水槽等定期清掃

第７１条で指定する清掃頻度により、各水槽等の清掃を行う。なお、清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）以下、（廃棄物処理法）という。」および関係法令に基づき、適切に処理を行う。

第７３条　定期点検

１）受水タンク清掃後、第８編第２章　建物環境衛生測定における水質検査を実施する。

２）雑用排水槽、排水管の定期点検は、年２回、建築物環境衛生管理技術者の監督の下実施する。

第７４条　点検報告書

各点検等を実施した後は、点検報告書の作成を行う。

第７編　消防設備管理業務

第１章　共通事項

第７５条　管理水準

受託者は、ウポポイ内の消防設備を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第２章　消防設備保守点検

第７６条　対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

４）管理運営施設

第７７条　業務内容

博物館、共生公園、慰霊施設及び管理運営施設にある消防用設備等の機能維持を図るため、「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条３の３」の規定および関係法令、各施設の消防計画に基づき、定期点検を行う。なお、非常用自家発電機においては、年１回予防保全を行う。

第７８条　対象設備

対象となる消防設備は、以下の通りとする。

消防設備名	箇所数	対象施設
自動火災報知設備	一式	博物館、共生公園、慰霊施設、管理運営施設
屋内・屋外消火栓設備	一式	博物館、共生公園、慰霊施設
非常用放送設備	一式	博物館、共生公園、慰霊施設、管理運営施設
誘導灯、非常用照明設備	一式	博物館、共生公園、慰霊施設、管理運営施設
消火器	一式	博物館、共生公園、慰霊施設、管理運営施設
防火・防排煙設備	一式	博物館、共生公園、慰霊施設、管理運営施設
乾式スプリンクラー消火設備	一式	慰霊施設（墓所）
開放型スプリンクラー消火設備	一式	共生公園、（チセ群）
粉末消火設備	１基	慰霊施設（墓所）
放水銃設備	一式	共生公園、（チセ群）
不活性ガス消火設備	一式	博物館
非常用自家発電機	３基	博物館、慰霊施設（墓所）、管理運営施設
避難器具	３箇所	管理運営施設
ガス漏れ火災警報器	一式	共生公園

第７９条　定期点検

年２回（機器点検、総合点検）を実施すること。なお、機器点検は冬季（３月）に、総合点検は、夏季（９月）に実施すること。

第８０条　予防保全

運転性能の維持に係る予防的な保全および部品等の交換を実施する（各種フィルター交換、潤滑油交換、クーラント交換、潤滑油・冷却水分析等）。

第８１条　機能保全

日常的に、日常点検および個別仕様書【本業務のマネジメント及び利用サービス業務】第３編　第２章　ウポポイ内巡視により、消防設備の使用を妨げる障害を排除するとともに、適正に使用できる状態を保つこと。

第８２条　点検報告書

各点検等を実施した後は、点検報告書の作成を行う。

第８３条　その他

消防計画に基づき、日常点検（毎月）、定期点検（5.11 月）をそれぞれ実施すること。

対象施設名	点検方法	周期
エントランス A 棟	日常点検 定期点検	1M 6M
エントランス B 棟	日常点検 定期点検	1M 6M
貸出所	日常点検 定期点検	1M 6M
体験学習館別館	日常点検 定期点検	1M 6M
体験学習館別館 2 号館	日常点検 定期点検	1M 6M
体験学習館別館 3 号館	日常点検 定期点検	1M 6M
歓迎の広場休憩所	日常点検 定期点検	1M 6M
慰霊行事施設	日常点検 定期点検	1M 6M
墓所	日常点検 定期点検	1M 6M
屋外トイレ棟	日常点検 定期点検	1M 6M

第８編　建物衛生管理業務

第１章　共通事項

第８４条　管理水準

受託者は、ウポポイ内の建物を常に安全で快適な施設とするために、適切な衛生管理を行う。

第２章　建物環境衛生測定

第８５条　対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

第８６条　業務内容

１）ビル管法、「人事院規則 10－4 第 15 条」および関係法令に基づき、水質検査、簡易専用水道検査、空気環境測定、照度測定、ねずみ等の調査・防除、害虫調査・防除（墓所のみ）を行う。

２）博物館は、建築物環境衛生管理技術者を置き、各検査を実施するとともに、維持管理報告書を作成し、苫小牧保健所に報告（１回/年）を行う。

第８７条　対象設備および測定・検査内容

対象建物および測定・検査内容は以下の通りとする。

１）博物館

検査等	検査内容等	周期
水質検査	水道水 ・残留塩素 ・一般検査：11 項目 ・精密検査：16 項目 消毒副生物検査：12 項目 雑用水 ・残留塩素 ・大腸菌、濁度 ・PH 測定、臭気、外観点検	 1W 1Y 1Y 1Y 1W 2M 1W
簡易専用水道検査	・厚生労働大臣登録検査機関による書類検査	1Y
空気環境測定	・浮遊粉じん量、一酸化炭素、二酸化炭素、温度、相対湿度、気流	2M
照度測定（執務室のみ）	・照明設備の点検	6M
ねずみ等調査・防除	・生育調査および調査結果に基づく防除	6M

２）共生公園

検査等	検査内容等	周期
空気環境測定（管理運営施設内執務室）	・一酸化炭素、二酸化炭素、室温、外気温、相対湿度	2M
照度測定（執務室のみ）	・照明設備の点検	6M
ねずみ等調査・防除（調理室等発生しやすい箇所のみ）	・生育調査および調査結果に基づく防除	6M

３）慰霊施設

検査等	検査内容等	周期
害虫調査・防除（墓所のみ）	生育調査および同定調査結果 ・調査結果に基づく防除	1M 1Y

第８８条　点検報告書

博物館は、建築物環境衛生管理技術者により、維持管理報告書を作成し、苫小牧保健所に報告（１回/年）を行う。その他、各点検等を実施した後は、点検報告書の作成を行う。

第９編　工作物管理

第１章　共通事項

第８９条　管理水準

受託者は、ウポポイ内の工作物を常に良好な状態とし、施設利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

第２章　工作物管理

第９０条　対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

第９１条　業務内容

１）駐車場及び門扉、柵、排水路、水道設備、園路広場、ベンチ、園路灯等の屋外工作物に破損、不具合等がある場合、その修繕を行う。

現状を改変する場合は、調査職員と相談のうえ実施すること。

２）遊具

① 毎朝、開園後 10:00 までを目途に別添４８「遊具点検表」に基づき日常点検を行う。

② 日常点検に合わせて、遊具の滑り面の結露や汚れの拭きとり清掃を行う。

③ 日常点検時に体験交流ホール横の倉庫内から利用者用ヘルメット３ケースを取り出し、別添４９「ヘルメット設置場所」の示す場所に設置する。

④ 毎日 17:00 頃に遊具広場内に設置された利用者用ヘルメット３ケースを体験交流ホール横の倉庫内へ片付けるとともに以下の作業を行う。

・ヘルメットの個数（大中小 5 個ずつ）を確認する。

・ヘルメットをウエスで簡単に拭く。

・ヘルメット内部にファブリーズを吹きかける。

⑤1 日 3 回、以下の視点により巡視業務を行う。

・各遊具の禁止行為及び注意事項の行為をしている利用者に対し、適宜利用者指導を行う。

・夏季で気温が高くなる場合、特に遊具表面の高温化が予想される時間帯（11:00～15:00）については、適宜非接触温度計を用いて表面温度を計測する。

・遊具の表面温度が 60℃を上回る場合及び雨天時には利用禁止の掲示（A3 縦、カラーコーン用掲示）を遊具上り口／滑り面終点に設置する。

設置数量は幼児用遊具（鮭モチーフ）に３セット、児童用遊具（舟モチーフ）に２セットとする。

⑥ 遊具の法定点検、気候対策等及び長寿命化対策については、別添５０「管理・点検マニュアル」及び別添５１「民族共生象徴空間『ウポポイ』屋外遊戯施設長寿命化計画」を参照すること。

⑦ 遊具の運用ルール、対象年齢及び禁止行為や注意事項については、別添５２「大型遊具広場「トムトム」運用マニュアル」を参照すること。

第３章　仮設物設置管理

第９２条　対象施設

１）共生公園

第９３条　業務内容

１）大型テント

名称	規格	数量	単位	設置位置
テント①	（8m×30m） 天幕・三角幕・横幕含む	1	棟	体験学習館前
テント②	（8m×21m） 天幕・三角幕含む	1	棟	工房前
テーブル		52	台	テント①　28 台 テント②　24 台
イス		208	脚	テント①　112 脚 テント②　96 脚

・設置期間は 4 月上旬～10 月下旬とする。
・テントの色は白色を原則とする。
・設置面が傾斜等である場合、レベル調整等を行なう。その際に器具などを設置した場合は来園者の怪我の発生がないように適切な養生を行なうこと。
・杭の打ち込みは可能だが、近くに埋設管があるところについては、埋設管を避けて杭を打つこと。
・スリングベルト、ラチェット等で固定し、固定金具は手に届かない場所まで上げるか、クッション材により保護すること。
・白老町において強風注意報が発表された場合、必要に応じて天幕を外すなどの強風対策を施すこと。
・強風対策を施す場合は調査職員と協議のうえ実施すること。
・テーブルは丸テーブルとし、イスを置いた場合に大人4名が問題なく着席できる大きさとすること。
・テーブル及びイスの材質は問わないが、容易に強風で飛ばされないようなもの、又は容易に強風で飛ばされない対策をとること。ただし、通常の使用に影響を及ぼすことのないものとすること。
・テント直下の地面は人工芝を敷設すること。人工芝はＵ字釘等適切な方法で固定すること。
・設置期間中は適切に使用できるように月2回程度の点検及び保守を実施すること。
・休憩所看板、ゴミ箱3種類（可燃、不燃、ペットボトル）を設置すること。（委託者貸与）
・上記記載のない事項や疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行なうこと。

２）屋外ステージ

名称	規格	数量	単位	設置位置
屋外ステージ①	（奥行 8m×幅 10m） 形状：前方半円形 ステージ高：約 20cm 床：木目調の樹脂フローリング加工	1	台	チキサニ広場
屋外ステージ②	（奥行 8m×幅 8m） 形状：前方半円形 ステージ高：約 20cm 床：木目調の樹脂フローリング加工	1	台	コタン広場

・設置期間は 4 月中旬～11 月上旬とする。
・設置面が土のため、基礎は平板ブロックを使用し、水平に設置すること。
・ベンチは委託者が所有するベンチを設置すること。
・ステージとベンチの間は 5m以上確保し、ベンチ間は 2m間隔で設置すること。
・ステージ左右にスロープ（長さ 2m×幅 1m）を取り付けること。
・屋外ステージについては月2回程度の保守点検を行なうこと。
・撤去したステージ部材は年度末まで保管すること。
・上記記載のない事項や疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行なうこと。

3）冬季休憩所

名称	規格	数量	単位	設置位置
冬季休憩所	（5m×12m×3m） 木造平屋 屋根：バルバリウム鋼板 外壁：防火サイディング 集中換気装置完備	1	棟	工房前　1棟
冷暖房機	電源　単相 200V 暖房機能 5.0（0.4～12.2）kw 冷房機能 4.0（0.5～5.3）kw 加湿暖房機能付き	1	台	工房前　1棟
発動発電機	三相・単相切替仕様 超低騒音型　タンク容量 100ℓ 三相４線式 出力 10.5KVA　電圧 200V 単相３線式 出力 6.1KVA　電圧 100/200V	1	台	工房前　1棟

・設置期間は、11 月上旬～3 月下旬とする。
・設置面が土のため、基礎は平板ブロックを使用し、水平に設置すること。
・床・壁・天井に断熱を施すこと。
・採光が取れる窓、玄関ドア、収納棚（扉付き）、屋内外に照明器具を設置すること。
・屋内にコンセントを設置すること。
・委託者が提供するスロープを玄関に設置すること。
・消火器、傘立て、ゴミ箱、リーフレットラック、テーブル、ベンチの設置、撤去を行うこと。
・上記記載のない事項や疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行なうこと。

4）冬季イルミネーション

名称	規格	数量	単位	設置位置
ボックス型オブジェ	（3.6m×3.6m×3.6m） ※委託者所有	10	台	チキサニ広場 湖に向かって扇状に設置すること 各ボックスは 3.6m間隔で設置すること
グランド イルミネーション	（550m） 1 面 28m×17 列@150mm ピッチ=476m） ※委託者所有	10	組	チキサニ広場 園路沿いから 6～7mに設置すること
電源及び制御装置	プログラム制御機器 タイマー	1	式	チキサニ広場 チキサニ広場にある分電盤横に設置すること 分電盤の配線口にカバーを取り付けること

・イルミネーション点灯期間は 11 月中旬～3 月中旬とし、オブジェ等の撤去は 3 月中旬とすること。
・設置資材は委託者が提供する資材を利用すること。
・ボックス型オブジェの基礎部は角材を使用し、オブジェを固定すること。
・電気配線については基本的に埋設となるが、ボックス型オブジェの配線は空中配線とすること。
・グランドイルミネーションは鉄杭（黒塗装）を使用し、高さ 900 ㎜で固定すること。
・イルミネーション撤去後は調査職員が指示する場所に収納すること。
・上記記載のない事項や疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行なうこと。

5）冬季エゾシカ対策用電気柵

・設置期間は 12 月上旬～3 月下旬とする。
・18 時 00 分から翌 8 時 00 分までの間、タイマー設定を行うこと。

第１０編　除雪業務

第１章　共通事項

第９４条　管理水準

受注者は、積雪時の施設利用者の安全利用を確保するために除雪を行う。

第２章　機械除雪

第９５条　対象施設

１）博物館
２）共生公園
３）慰霊施設

第９６条　業務内容

- 5cm 以上の積雪時等に建物の出入り口、園路、駐車場等、来園者の利用や業務の支障となる場所において、除雪機械（タイヤショベル、手動式ロータリー除雪機等）を用いた除雪を行う。
- 2cm～4cm 程度の積雪時においては、小型の除雪機械等を用いて、建物の出入り口や主要な園路について中規模（幅員 2m 程度）の除雪を行う。
- 駐車場までのアプローチ園路、第一駐車場、主要な園路を優先的に実施後、関係者駐車場等を実施する。
- 除雪した雪を他の堆積場所等へ移動させるために運搬排雪を行う。
- 機械を使用した作業は、原則として開園時間以外に実施し、やむを得ず開園時間帯に実施する場合には、調査職員と協議の上、利用者及び駐車車両等の事故防止に十分な注意を払う。
- 除雪作業中は常に黄色回転灯を点灯するとともに、「作業中注意」等の表示板を取り付けて、必要に応じサイレンを鳴らして利用者および管理車両等に注意を促す。
- 機械除雪作業中は必ず補助員を配置し、除雪作業区域周辺の安全確認や誘導に努め、構造物の破損や事故の発生を防ぐ。
- 除雪した雪の堆積箇所については、調査職員と協議のうえ、場所を設定する。

第９７条　対象場所

主要園路、一般駐車場、博物館駐車場、管理運営施設横駐車場、慰霊施設前庭広場・駐車場等とする（別添３８「除雪対象箇所図」）が、詳細は調査職員と協議のうえ、場所を設定する。

第３章　人力除雪

第９８条　対象施設

１）博物館
２）共生公園
３）慰霊施設

第９９条　業務内容

積雪時等に、建物の出入口、園路等、来園者の利用や業務の支障となる場所において、除雪用具等を用いて人力にて除雪を行う。

第１００条　対象場所

出入口等の各建物周り及び機械除雪が不適切な園路、場所とするが、調査職員と協議のうえ、場所を設定する。

第１１編　清掃業務

第１章　共通事項

第１０１条　管理水準

受託者は、清掃対象施設について、常に清潔を保ち、快適な環境を保持するために、作業内容、作業場所、実施時期等について十分に検討し作業を行う。

第２章　建物日常清掃

第１０２条　対象施設

１）博物館
２）共生公園
３）慰霊施設
４）管理運営施設

第１０３条　業務内容

博物館、共生公園、慰霊施設及び管理運営施設の各建物の利用環境の快適性を維持向上させるために、日常的に清掃を実施する。

また、施設の清潔さを保つことのほかに、材料の劣化原因を取り除く、腐食の進行を遅らせる、性能を維持する等施設保全について重要な役割を持っていることにも留意し、常に清潔を保ち快適な環境を保持する。

第１０４条　対象建物・清掃頻度

清掃の対象となる建物は以下の通りである。清掃作業は、閉園日を除く毎日とする。

また、慰霊行事を行うための施設および墓所については、利用状況により、随時清掃を実施するものとする。

清掃対象部分は、別添４１「建物日常清掃図」の通りである。

	清掃対象面積	頻度
1 博物館	１F～３F　6,094 ㎡	１D ※ただし、バックヤードは２D
2 体験交流ホール	１F・２F　1,446 ㎡	１D
3 体験学習館	795 ㎡	１D
3-1 体験学習館別館（弓矢体験館）	230 ㎡	１D
3-2 体験学習館別館２（ふれあい館）	288 ㎡	２D
3-3 体験学習館別館３（多目的ホール）	310 ㎡	１D ※ただし、2 階は２D
4 工房	463 ㎡	１D
5 ポロチセ	184 ㎡	１D
6-1 チセ A	90 ㎡	１D
6-2 チセ B	90 ㎡	１D
7-1 エントランス棟 A	402 ㎡	１D ※ただし、関係者スペースは２D
7-2 エントランス棟 B	396 ㎡	１D
8 屋外トイレ棟	97 ㎡	１D
9 管理運営施設	1F・2F　1,042 ㎡	１D ※ただし、2 階は２D
10 慰霊行事施設	200 ㎡	随時
11 墓所	105 ㎡	随時
12 歓迎の広場休憩所	27 ㎡	１D

第１０５条　清掃内容

１）床掃除

① 対象建物内のビニール床シート、ビニール床タイル、フローリングは、除塵・吸塵ののち、モップ等で拭き掃除を行う。

② 博物館展示室内については、展示品、展示ケースに細心の注意を払い、清掃作業を行うこと。

③ タイルカーペット等は、掃除機等で吸塵を行う。

２）部分拭き

① 各室の扉、窓枠等の拭き掃除を行う。

② 稼動しているエレベーターの壁、扉、操作盤の拭き掃除を行う。

③ 階段手すりの拭き掃除を行う。

④ 博物館の展示室における展示ケース等の清掃作業は対象外とする。

３）トイレ

① 便器、洗面台、水栓、鏡等衛生陶器、ハンドドライヤーを適正洗剤にて洗浄を行う。

② ゴミ箱（汚物入れ、おむつ用ゴミ箱を含む）、トイレットペーパー、液体石鹸、除菌剤等、衛生消耗品の補充を行う。

③ ベビーシート、ベビーキープ、幼児用便座等を希釈した中性洗剤等で水拭き後、乾拭きを行う。その他、良好な衛生状態を保つよう必要な作業を行う。

４）授乳室

① ベビーベッド、椅子等を希釈した中性洗剤等で水拭き後、乾拭きを行う。その他、良好な衛生状態を保つよう必要な作業を行う。

② 流し台等の洗浄を行う。

③ おむつ用ゴミ箱のゴミの回収、ゴミ袋、除菌剤等、衛生消耗品の補充を行う。

５）湯沸室、調理室

湯沸室、使用した調理室の流し台の洗浄およびゴミ等を収集する。

６）建物外周

適宜、建物外周のゴミ回収を行う。

７）ゴミ収集等

事務所内にまとめられたゴミ（一般廃棄物等）を回収し、敷地内のゴミ集積場所まで運搬する。また、ゴミ集積所の除塵を行う。

８）嘔吐物（吐しゃ物）等の処理

建物内で、利用者等の嘔吐が発生した場合、適切に処理すること

第３章　建物定期清掃

第１０６条　対象施設

１）博物館

２）共生公園

３）慰霊施設

４）管理運営施設

第１０７条　業務内容

博物館、共生公園、慰霊施設及び管理運営施設の各建物内を常に清潔を保ち、日常清掃では実施できない作業項目、作業範囲での高品質な清掃作業を行う。

また、博物館の特別展示室にて実施される特別展示やテーマ展示などの開催前に清掃作業を実施する。

第１０８条　対象建物・清掃頻度

清掃の対象となる建物は以下の通りである。建物定期清掃は、２回実施する。建物定期清掃はガラ

ス清掃を年２回、床清掃を年２回（博物館エントランスホールは１回）実施する。実施時期については、４月上旬と 10 月を予定するが、調査職員と協議のうえ、実施する。

建物名	定期ガラス清掃	定期床清掃
博物館	２回　EV ガラスを除く	・床洗浄、床維持剤仕上げ１回（石張：エントランスホール１・２） ・カーペット洗浄２回（タイルカーペット：シアターほか） ・床洗浄、床維持剤仕上げ２回（ビニール床シート：廊下、研修室ほか） ・床洗浄・乾拭き、展示ケース天板清掃　特別展の都度（特別展示室）
体験交流ホール	２回	・床洗浄、床維持剤仕上げ２回（ビニール床シート：廊下、トイレほか） ・カーペット洗浄２回（タイルカーペット：ホワイエほか）
体験学習館	２回	・床洗浄、床維持剤仕上げ２回（ビニール床シート：廊下・トイレ） ・カーペット洗浄２回（タイルカーペット：事務室）
工房	２回	・床洗浄、床維持剤仕上げ２回（ビニール床シート：廊下、トイレほか） ・床洗浄２回（風除室 1、風除室 2、風除室 3）
チセ群（ポロチセ、チセ A・B、チセ小）	２回	－
エントランス棟 A・B	２回	・床洗浄２回（A 棟　磁器質タイル：風除室 1、風除室 2、フードコート、B 棟　磁器質タイル：ホール・廊下、多目的ルーム） ・床洗浄、床維持剤仕上げ２回（ビニール床シート：事務室、トイレほか）
屋外トイレ棟	２回	・床洗浄２回
管理運営施設	２回　2F 天井ガラス内側を除く	・床洗浄２回（タイル貼：風除室） ・床洗浄、床維持剤仕上げ風除室２回（ビニール床シート：ホールほか） ・カーペット洗浄２回（タイルカーペット：事務室）
慰霊行事施設	２回	－

第１０９条　清掃内容

１）タイルカーペット

吸塵後、ポリッシャー等で洗浄を行う。

２）ビニール床シート

除塵、洗浄後、床維持剤等を塗布する。

３）磁器タイル

ポリッシャー等で洗浄を行う。

４）石張り（博物館）

ポリッシャー等で洗浄を行った後、床維持剤を塗布する。

５）フローリング

① 洗剤を噴霧しながら自動床洗浄機にて洗浄と同時に汚水を回収する。

② 送風機にて乾燥後、ワックスを塗布し、再度乾燥させる。

６）ガラス清掃

① ガラスの両面を洗浄し、水分を拭き取る。

② ２m以上の高所作業を行う場合の作業員は、労働安全衛生法による講習を受講し修了証を携帯している者、または高所作業車運転技能講習修了者等とする。

７）博物館特別展示室清掃

①床面をダスター掛けしたのち自動洗浄機にて除塵する。

②掃除機にて除塵後に乾拭きを行う。

③ 展示用ケース（ハイケース）の天板を清掃する。

第４章　園地清掃

第１１０条　対象施設

１）共生公園園地（一部博物館植栽地を含む）

２）慰霊施設園地

第１１１条　業務内容

共生公園、慰霊施設における植栽地、園路等の屋外空間を常に清潔を保ち、快適な環境を保持するため、屋外巡回清掃を行う。

第１１２条　対象施設・清掃頻度

清掃の対象となる場所は、以下の通りである。

施設		頻度
共生公園	植栽地内（博物館植栽地を含む）、園路、園路側溝、駐車場、ベンチ、野外卓、標識類、ゴミ箱、欄干、水面、仮設休憩所、湧水池内、屋外ステージ、屋外デッキ	１D
慰霊施設	植栽地内、園路、園路側溝、駐車場、ベンチ、野外卓、標識類、水面	１D
博物館	デッキテラス	１D

第１１３条　清掃内容

清掃業務は、１回あたり清掃作業員３人(共生公園２人、慰霊施設１人)を基本として実施する。イベント開催日など利用者が多い日は、業務責任者の指示により、場所により１日の中の清掃頻度やゴミの搬出回数等を適宜増やす。

１）屋外巡回清掃

① 園内各所に散乱するごみ、落ち葉等の除去

・拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、園内をきれいな状態に保つ。

・植栽地内の清掃作業においては草花、樹木を傷めぬよう細心の注意を払う。

・ウツナイ川等の水面に、ごみや落ち葉等があった場合は、網等で随時除去する。

② 土砂等の除去

・園路、広場、排水枡、排水溝に土砂、刈り草、落ち葉等の堆積があった場合は、スコップ等を用いて除去する。

③ ベンチ、ゴミ箱等の拭き掃除

・施設利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞がないよう水拭き等の清掃を行う。

・標識類、ベンチ、ゴミ箱、欄干等に汚れがあった場合は、雑巾、タワシ等を用い表面の汚れを落とす。

④ 舗装面の清掃

・汚れやすい平板舗装等の汚れについて、デッキブラシ等を用いて掃除する。

・インターロッキング舗装の目地に生えている雑草について、清掃時に除草する。

⑤ ゴミの運搬・集積

・植栽地内のゴミはくまなく集め、適宜分別を行った上で、所定の箇所に運搬集積する。

・園内のゴミ箱内のゴミを回収し、所定の箇所に運搬集積する。

⑥ 嘔吐物（吐しゃ物）等の処理

屋外で、利用者等の嘔吐が発生した場合、適切に処理すること。

⑦ 簡易な除雪、砂利散布

・冬季に、建物出入口やその周辺等の利用者が歩行する箇所に積雪もしくは凍結があった場合は、スコップ等を用いて簡易な除雪を行う。

砂利等の散布により滑り止めを行い、歩行しやすいように努める。

⑧ 降雨や強風後の対応

・降雨や強風後は、ゴミ・落ち葉の散乱が多くなるため、必要に応じて清掃する。

２）屋外特別清掃

・台風や豪雨等の災害後は、臨機な作業体制を取り、清掃作業を行う。

第５章　廃棄物処理

第１１４条　対象施設

１）博物館

２）共生公園（管理運営施設含む）

３）慰霊施設

第１１５条　業務内容

博物館、共生公園、慰霊施設の所定の集積場所に集積された一般廃棄物・産業廃棄物の処理を行う。なお、産業廃棄物は、廃棄物処理法および関係法令に従って、適正に処理すること。

また、体験学習館調理室のグリストラップについては、必要の都度、清掃し適正に処理すること。

第１１６条　処理頻度

一般廃棄物（可燃、不燃、資源）は、日曜及び休園日の翌日を除く毎日、産業廃棄物は、年２回程度を基本とするが、排出量により、適宜変更する。